

第7号

経営所得安定対策だより



経営所得安定対策だより第7号です。
今回は4月から受付が始まる固定払及び21年産収入減少補てんの交付申請に関するお知らせなどです。

 目次

1. 麦・大豆から新規需要米に転換される方の固定払の申請について
2. 収入減少補てんの交付申請書の作成に関する留意点
3. 平成21年産収入減少補てんの交付申請について
4. 平成22年産の加入申請について



1. 麦・大豆から新規需要米 (※) に転換される方の固定払の申請について

- 戸別所得補償制度モデル対策の水田利活用自給力向上事業では、新規需要米を作付した方に対し、生産コストと販売収入の差額の補てんとして、8万円/10aを助成することとしています。
- 一方、固定払も麦・大豆の生産コストと販売収入の差額の一部を補てんするものです。
- 麦・大豆から新規需要米へ作付転換し、8万円/10aの助成を受ける場合には、二重の補てんとならないよう、**作付転換分固定払を辞退**することが必要です。

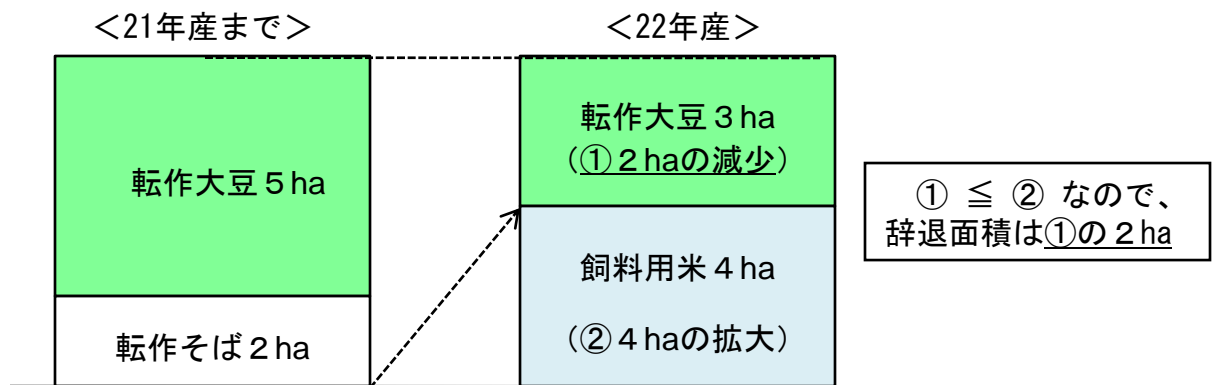
〔 なお、不作付けを解消して新規需要米を作付けるなど、麦・大豆の作付面積が減らない場合は辞退の必要はありません。 〕

※ 水田利活用自給力向上事業の戦略作物のうち米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲を言います。

麦・大豆から新規需要米に作付転換し、水田利活用自給力向上事業の助成（8万円/10a）を受ける方は、固定払の交付申請時に「固定払交付辞退申告書」を提出してください。

- 固定払を辞退していただく面積は、
 - ① 21年産から22年産にかけての麦・大豆の作付の減少面積
 - ② 21年産から22年産にかけての新規需要米の作付拡大面積のいずれか小さい方の面積が基本となります。
- 固定払の交付申請を行う際には、申請書（様式第4号「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書）の期間平均生産面積の欄に、ご自分の保有する期間平均生産面積から、上記の面積を差し引いた面積を記載し、「固定払交付辞退申告書」を添付して提出してください。

【大豆から飼料用米への転換の例】



保有する期間平均生産面積が
5 haの方ならば・・・



固定払の申請は
 $5 \text{ ha} - \text{①の } 2 \text{ ha} = 3 \text{ ha}$
で行ってください。

※ 過去の生産実績がない場合の支援策を受けている方、既に新規需要米生産に取り組んでいる方などは、計算方法が異なる場合がありますので、詳しくは、お近くの農政事務所、水田協議会にご確認ください。



ご注意ください。

- 固定払の申請期限は、従来どおり9月30日までです。
- 複数品目の期間平均生産面積を保有している場合、どの品目の期間平均生産面積を辞退するかは、申請者の任意です。
- 辞退を申し出た後、新規需要米への転換面積が変わっても、原則として固定払の追加交付・返納手続きは行いません。
- 固定払を辞退しても保有する期間平均生産面積は減少しません。

3.平成21年産収入減少補てんの交付申請について

- 申請期間：平成22年4月1日（木）～4月30日（金）
- 交付の対象となる生産実績数量は、以下のとおりです。
米穀については、生産数量目標の範囲内で、農産物検査3等以上のもの（種子はのぞく）で、主食用として平成22年3月31日までに、
①対策加入者がJA等に販売、又は販売委託して出荷したもの
②対策加入者が自ら販売または販売契約したもの（直接販売）
③対策加入者から販売委託を受けた者（JA以外）が消費者等に対して販売することとしたものが対象です。
なお、麦、大豆については成績払の対象となった数量です。
- 交付申請時に必要な確認書類は下表のとおりです。（確認書類がないものは交付対象外）

米 穀

出荷（販売）形態	交付申請書に添付する確認書類（例示）
農協に出荷	米の生産数量目標通知書の写し
	農産物検査結果通知書の写し
	出荷伝票の写し等
直接販売	米の生産数量目標通知書の写し
	農産物検査結果通知書の写し
	販売契約書または販売伝票の写し
	（年月日・相手先・年産・産地・銘柄・種類（玄米または精米）・数量 価格・玄米の場合は等級を記載したもの。）
	直接販売した米穀の数量報告書（参考様式第8号）
農協以外に販売委託	米の生産数量目標通知書の写し
	農産物検査結果通知書の写し
	販売委託契約書
	販売受託者の販売伝票または販売代金精算書の写し

JAと事務委託契約を結んでいる方については、JAが作成する証明書類でも可能です。

※交付申請者が生産調整実施者でなかった場合には、生産実績数量は「0」となります。

麦、大豆

成績払の申請の際に提出した書類で確認をしますので、不要です。

4.平成22年産の加入申請について

- 受付期間は、**平成22年4月1日（木）～6月30日（水）**です。
加入申請書（様式1号）に必要事項を記入し、必要書類を添えて受付窓口へ提出してください。
地域によっては、農協等で出張受付を開催します。

農政事務所または、お近くの地域課へお問い合わせください

東海農政局 岐阜農政事務所 農政推進課	岐阜市中鶉2-26 （管轄区域：県下全域）	TEL 058-271-4044
東海農政局 岐阜農政事務所 地域第一課	大垣市笠縫町509-7 （管轄区域：西濃地域）	TEL 0584-73-4351
東海農政局 岐阜農政事務所 地域第二課	高山市上岡本町7-479 （管轄区域：飛騨地域）	TEL 0577-32-1155
東海農政局 岐阜農政事務所 地域第三課	中津川市茄子川1646-20 （管轄区域：中濃・東濃地域）	TEL 0573-68-3838